

つくば市記者会 御中

発信日：令和6年（2024年）7月18日（木）

発信元：つくば市 教育局 文化財課

☐取材依頼 ☒周知依頼 ☐募集告知 ☐その他

（一社）日本茅葺き文化協会が 国選定保存技術「茅葺^{かやぶき}」の保存団体に 追加認定されます



令和6年7月19日（金）、国の文化審議会は、つくば市内に事務局を置く「一般社団法人日本茅葺き文化協会」（代表理事 安藤邦廣）を新たに国選定保存技術「茅葺」の保存団体に追加認定することを、文部科学大臣に答申する見通しとなりました。答申され、その後の官報告示にて正式な認定となります。

選定保存技術の選定及び保持者等の認定制度は、文化財保存に欠かせない伝統的な技術や技能のうち保存措置が必要なものを選定保存技術として選定し、その技を保持している個人又は技の保存事業を行う団体を保持者又は保存団体として認定する制度です。

日本茅葺き文化協会は、建造物保存修理に欠かせない茅葺に係る文化と技術の継承と振興を図る団体です。今回の認定は、茅葺きの地域性に配慮した研修による技能継承や、団体を構成する技能者による修理実績が、認められたものです。

国選定保存技術「茅葺」には既に認定された保存団体があり、今回が2団体目の追加認定となります。また、日本茅葺き文化協会は平成30年に国選定保存技術「茅採取」の保存団体に認定されており、今回で2件の技術の保存団体となります。



扱 い

ラ テ: 令和6年7月19日(金) 17:00解禁

新聞: 令和6年7月20日(土) 朝刊

報道発表



令和6年7月19日

文化審議会の答申

(選定保存技術の選定及び保持者の認定等)

文化審議会（会長 しまたに ひろゆき 島谷 弘幸）は、7月19日（金）に開催された同審議会文化財分科会の審議・議決を経て、別紙のとおり選定保存技術の選定及び保持者の認定等について、文部科学大臣に答申しましたので、お知らせします。

この結果、官報告示の後に、選定保存技術の選定件数は89件、保持者数は67名、保存団体数は40団体となる予定です。

詳しくは、別紙の資料「Ⅰ. 答申内容」「Ⅱ. 解説」「Ⅲ. 参考」を御覧ください。

<担当>文化庁文化財第一課

課 長

三輪 善英 (内線 9701)

課長補佐

津田 保行 (内線 9703)

文化財調査官(建造物担当)

結城 啓司 (内線 9684)

文化財調査官(美術工芸品担当)

多比羅 菜美子 (内線 9720)

文化財調査官(工芸技術担当)

生田 ゆき (内線 9721)

審議会係長

杉本 翔 (内線 9718)

電話: 075-451-4111(代表)

3. 選定保存技術の選定及び保存団体の認定

選定保存技術	保 存 団 体		
名 称	団体名	代表者	事務所の所在地
(有形文化財等関係)			

4. 選定保存技術の保存団体の追加認定

選定保存技術	保 存 団 体		
名 称	団体名	代表者	事務所の所在地
(有形文化財等関係)			
かやぶき 茅 葺	一般社団法人 にほんかやぶふんかきょうかい 日本茅葺き文化協会	代表理事 あんどうくにひろ 安藤 邦廣	茨城県つくば市
(無形文化財等関係)			

〔４．選定保存技術の保存団体の追加認定〕

(有形文化財等関係)

1 茅葺 かやぶき 一般社団法人 日本茅葺き文化協会 にほんかやぶきぶんかきょうかい

「茅葺」は、昭和55年4月21日に選定保存技術に選定され、現在、保存団体として公益社団法人 ぜんこくしゃじとうやねこうじぎじゅつほぞんかい 全国社寺等屋根工事技術保存会が認定されている。現保存団体に加えて、同協会を新たに保存団体として「追加認定」するものである。



(茅葺研修実施状況 1)



(茅葺研修実施状況 2)

(1) 選定保存技術「茅葺」について

茅葺は、我が国では草葺の一種として、古くから建造物の種類と地域を問わず広範囲に使用されてきた技術である。ススキやヨシ、チガヤといった植物性の材料を屋根に葺くものであるが、地域的にはいくつかの技法の差がみられ、それが茅葺の地方色として伝統的に残されている。

現在重要文化財として保存されている茅葺の建造物を維持し、後世に伝えるためには茅葺の技術は欠くことができない重要な技術である。

(2) 保存団体の認定について

①保存団体

団 体 名	一般社団法人 日本茅葺き文化協会
代 表 者	代表理事 あんどう 安藤 くにひろ 邦廣

②保存団体の概要

一般社団法人日本茅葺き文化協会は、建造物保存修理の主たる技術である屋根工事のうち、茅葺に係る文化と技術の継承と振興を図り、もって日本文化と地域社会の発展に資することを目的に組織された団体である。設立以来、技能者に加えて一般会員の参加を得て、茅葺に係る研修や、研究者、地域住民との対話を実施し、平成30年には選定保存技術「茅採取」の保存団体に認定された。同年、技能者により組織される部会を発足し、茅葺の技能継承のための研修を継続的に実施している。研修では、茅葺の地域性に配慮して、後進の指導・育成に尽力している。団体を構成する技能者は、全国の重要文化財建造物保存修理工事に従事するほか、各地に存する重要伝統的建造物群保存地区における茅葺屋根工事にも従事するなど、幅広く文化財建造物の修理に実績を持つ。当該技術の保存継承のための事業を実施するにふさわしい団体である。

(3) 備考

同分野の既認定団体

(現保存団体)

公益社団法人 全国社寺等屋根工事技術保存会(昭和55年4月21日選定・認定)

Ⅲ. 参考

1. 選定保存技術の選定及び保持者等の認定制度

文化財保存のために欠くことのできない伝統的な技術又は技能で保存の措置を講ずる必要があるものを選定保存技術として選定し、その技を保持している個人又は技の保存事業を行う団体を保持者又は保存団体として認定。

2. 選定・認定までの手続き

毎年1回、有識者により構成される文化審議会の専門調査会における専門的な調査検討を受けて、文化審議会の答申に基づき、文部科学大臣が選定保存技術の選定と保持者や保存団体の認定を行っている。

3. 「選定保存技術」の選定件数と「保持者」及び「保存団体」の認定数について

区分	選定保存技術(件)	保持者数(人)	保存団体数(団体)
選定・認定前	85	61	45(38)※
今回の選定・認定	4	6	3
選定・認定後	89	67	48(40)※

※保存団体には重複があるため、()内は実団体数

4. 「文化財保存技術保存事業費国庫補助」について

選定保存技術保持者及び保存団体には、文化財保存技術保存事業費国庫補助として以下の経費を補助している。

保 持 者：伝承者の養成、技術・技能の錬磨等のための経費として
1人当たり年間約110万円

(伝承者の養成に特に必要な場合は追加補助)

保 存 団 体：伝承者の養成、技術・技能の錬磨等のための事業実施に必要な経費